

【別紙3-2】

すみれ野自治会規約 変更箇所比較表(1/2)

	変更前	変更後	変更理由
(目的) 第1条	この規約は、すみれ野地区自治運営の円滑化を図るため、必要な事項を定めるとともに、以下に掲げる事業を行うことにより、地区の繁栄と地区住民の安全・安心で、豊かな社会生活の向上に努めることを目的とする。 (1) 保健衛生上(美化清掃等)必要な事項に関する事。 (2) 防火・防犯施設の整備及び災害対策に関する事。 (3) 社会福祉及び文化の向上(ボランティア活動等)に関する事。 (4) 地区有財産の維持・管理に関する事。 (5) 行政上の連絡事項に関する事。 (6) その他、必要な事業に関する事。	本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 (1) 会員相互の親睦、文化教養の向上に関する事。 (2) 回覧等地区内の住民相互の連絡に関する事。 (3) 地域の防犯・防災、及び安全・安心の推進に関する事。 (4) 美化・清掃等環境の整備に関する事。 (5) 本会が保有する財産の維持・管理に関する事。 (6) 行政機関・会内外の各種団体との連絡調整に関する事。 (7) その他、本会の目的達成に必要な事業に関する事。	すみれ野自治会は令和4年8月に認可地縁団体へと移行しました。  認可地縁団体においては、税務上の扱いをはじめ、各種処遇が、総務省が例示した認可地縁団体の規約の「目的」を前提としていることから今回、総務省が例示した目的に準拠した上で、自治会の実態に即した記載へと変更します。
(名称と所在地) 第2条	この自治組織は「すみれ野自治会」(以下「本会」という)と称し、事務所を自治会長宅とする。	本会は「すみれ野自治会」と称し、事務所をすみれ野自治会館(香芝市すみれ野二丁目5番3)とする。	すみれ野自治会館の完成に伴い、事務所を変更します。
(会員) 第3条	—	3. 第1項に該当しない個人・法人及びその他の団体の扱いについては、役員会において別に定める。	「賛助員」等の扱いを規約とは別に定めることができるようにします。
(休会) 第8条	2. 休会后、復会する会員は、復会届けを自治会長に提出しなければならない。	2. 会員が何らかの事情で自治会費の納入が滞り、居住実態が確認できない状況が半年以上継続し、役員会において休会が適当との判断が行われた場合、休会とすることができる。 3. 休会后、復会する会員は、復会届けを自治会長に提出しなければならない。	退会届の提出が無く、会費の納入が無いまま長期に音信不通となった場合に、休会の扱いができるようにします。

すみれ野自治会規約 変更箇所比較表(2/2)

	変更前	変更後	変更理由
(総会の権能) 第22条	総会は次の事項を審議し決議するほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。 (3) 重要事業計画の承認 (5) 地区の業務報告の承認	総会は次の事項を審議し決議するほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。 (3) 事業計画の承認 (5) 業務報告の承認	記載を精査しました。
(役員会の機能) 第30条	役員会は、次の事項を決議する。 (3) 地区の運営についての審議	役員会は、次の事項を決議する。 (3) 本会の運営についての審議	記載を精査しました。
(資産の構成) 第34条	—	5. 本会は、収益を目的とする事業は行わないものとし、本会の資産については、全て本会の目的のためにのみ使用するものとする。	収益事業を実施した場合、自治会が享受している様々な優遇処置に影響が生じるため、収益事業を実施しないことを明確化しておくこととします。また目的外の使用を行わないように定めておきます。
附則		この規約は、令和7年5月1日から施行する。	すみれ野自治会は認可地縁団体のため、規約改定には総会での承認後、香芝市長の承認が必要であるため、施行まで期間を設けることとします。
附則	本会の事業計画及び予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。本会の設立初年度の会計年度は、第44条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和5年3月31日までとする。	(削除)	記載が不要となるため、削除することとします。